

# 2024年診療報酬改定 中医協答申



発行所  
埼玉県保険医協会  
〒330-0074  
さいたま市浦和区北浦和  
4-2-2 アンリツビル 5F  
電話 048(824)7130  
FAX 048(824)7547  
発行人 山崎利彦  
購読料 1部150円  
会員の購読料は会費に含まれています。



### 主な記事

2面…論壇「今回の診療報酬改定を読み解く」  
3面…医科・歯科診療報酬改定情報  
4面…保険証を残す取り組み  
6面…不動産登記の義務化について  
7面…笹井指導医療官の暴言に対する厚労省要請

### 全県配布

本号は会員および未入会の方にも配布しています。  
※未入会の方の先生方におかれましては、この新聞を送付に際し、関東信越厚生局で開示されたデータを元に送付しています。

## 地域医療を矮小化 材料、物価、人件費高騰に追いつかず

中医協は二月十四日、六月一日実施の診療報酬改定について、各項目の点数を答申した。

(四〇歳未満の勤務医師・歯科医師、事務職員、歯科技工所等の従事者の賃上げ分十〇・二八%程度含む)。診療科別では、内科は十〇・五二%、歯科は十〇・五七%だが、ほとんどが賃上げと医療DX関連に費やされている。賃上げは、療養の給付とは関係ない。新設されたベースアップ評価料は賃金を一定水準引き上げることが要件で、そもそも、人的コストを軽視し、診療報酬本体に評価

していないことが問題である。各点数項目の確定点数や施設基準、具体的な算定方法は三月上旬に出される「告示・通知」に委ねられる。診療報酬改定情報は協会ホームページに掲載している。

協会は医療DX改定に対応するため、三月下旬からの県内四方所の会場と四月十日からの動画配信との二つの方法による特別体制で新点数説明会を開催する。(二面)

症(遺伝性疾患を除く)を除外し、同管理料に誘導する形をとっている。これに伴い、従来の医学管理料、検査、注射などを包括する疾患(この外に、リフィル処方箋に対応し、受診期間を減らすことも加味された。病状により二回の管理が必要な患者には、大減算となる。「名目が変わるだけ」ではない。内科医療機関にとって大きな打撃となる。(三面に続く)

う患者の人数が細分化された。訪問診療5は、従来の訪問診療3の半分程度の点数となっており、訪問診療に力を入れていく医療機関への影響は少なくない。

診療時間が二〇分未満の場合の取扱いは、訪問診療1で廃止されたため、診療時間にかかわらず所定点数を算定できる。訪問診療2と3は所定点数の七割、訪問診療4と5は所定点数の六割

### 表3) 歯科 主な改定点数一覧

項目	点数
初診料(歯初診届出医療機関)	267点(+3点)
再診料(歯初診届出医療機関)	58点(+2点)
訪問診療1(1人のみ)	1100点
訪問診療2(2~3人)	410点
20分未満の場合	287点
訪問診療3(4~9人)	310点
20分未満の場合	217点
訪問診療4(10~19人)	160点
20分未満の場合	96点
訪問診療5(20人以上)	95点
20分未満の場合	57点

医療DXの推進策として加算新設

確認等システム、電子カルテ情報共有サービス及び電子処方箋により得られる情報を活用した「質の高い医療」を評価する初診料の加算として新設された。

「質の高い医療」は電子化によらなければできないという根拠はなく、電子化の有無で分断を図ろうとしている。

### 初・再診料

歯初診の届出医療機関は、初診料が三点、再診料が二点、それぞれ引き上げられた。なお、歯初

### 在宅医療

歯科訪問診療料は、同一建物で同日に診療を行う患者の人数が細分化された。訪問診療5は、従来の訪問診療3の半分程度の点数となっており、訪問診療に力を入れていく医療機関への影響は少なくない。

### 施設基準

外来環が廃止され、医療安全管理対策の取り組みに関する歯科外来診療医療安全対策加算と、院内感染防止対策の取り組みに関する歯科外来診療感染対策加算が新設された。

### 施設基準

か強診は、名称が「小児口腔機能管理料」の注3に規定する口腔管理体制強化加算に変更された。

た。いずれも施設基準が設けられる。

川県で二三年八月に実施された集約的個別指導にて、九三年に富山県で起きた保険医自殺事件に言及。「行政側に問題はない」と事実を歪める発言などをした。

この発言に対し保団連、神奈川協会、埼玉協会は一月十八日に厚労省に抗議および是正要請を行った。埼玉協会から、山崎利彦理事長と事務局が参加した。(七面に続く)

### 表1) 医科 初・再診料関連改定

項目	点数
初診料	291点(+3)
初診料(情報通信機器を用いた場合)(要届出)	253点(+2)
外来感染対策向上加算(要届出)	6点/月1回
新) 発熱患者等対応加算	20点/月1回
新) 抗菌薬適正使用加算(要届出)	5点/月1回
新) 医療情報取得加算1(保険証受診)	3点/月1回
新) 医療情報取得加算2(マイナ保険証受診・診療情報提供書持参時)	1点/月1回
新) 医療DX推進体制整備加算	8点/月1回
再診料	75点(+2)
再診料(情報通信機器を用いた場合)(要届出)	75点(+2)
外来感染対策向上加算(要届出)	6点/月1回
新) 発熱患者等対応加算	20点/月1回
新) 抗菌薬適正使用加算(要届出)	5点/月1回
新) 医療情報取得加算3(保険証受診)	2点/月1回
新) 医療情報取得加算4(マイナ保険証受診・診療情報提供書持参時)	1点/月1回

※乳幼児加算、時間外加算等は据置き

### 表2) 医科 生活習慣病管理料改定

項目	現点数	新点数
生活習慣病管理料(I)	(再編) 570点	610点(+40)
1 脂質異常症を主病とする場合	620点	660点(+40)
2 高血圧症を主病とする場合	720点	760点(+40)
3 糖尿病を主病とする場合	(新)	333点

### 初・再診料

初診料は三点引き上げられて二九一点、再診料は二点引き上げられて七五点となった。また、感染症対策として、感染症対策向上加算に加算が新設された(表1)。

### 特定疾患療養管理料から高血圧、糖尿病、脂質異常症を除外

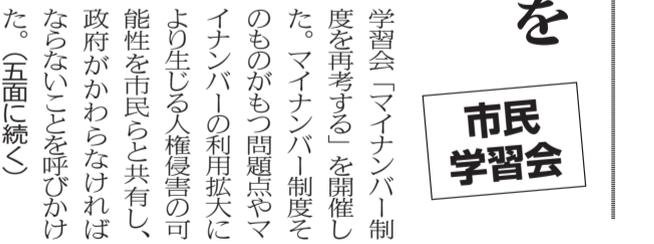
高血圧、糖尿病、脂質異常症の生活習慣病管理料誘導は現場無視

特定疾患療養管理料の対象から生活習慣病管理料の対象疾患である高血圧症、糖尿病、脂質異常



### マイナンバー制度を再考する

二月三日、協会は埼玉弁護士会、日本弁護士連合会と共催で第二回市民学習会「マイナンバー制度を再考する」を開催した。マイナンバー制度そのものも問題点やマイナンバーの利用拡大により生じる人権侵害の可能性を市民らと共有し、政府がかかわらなければならぬことを呼びかけた。(五面に続く)



### 市民学習会

歯科指導医療官の笹井義宣氏が、赴任地の神奈川県で二三年八月に実施された集約的個別指導にて、九三年に富山県で起きた保険医自殺事件に言及。「行政側に問題はない」と事実を歪める発言などをした。

この発言に対し保団連、神奈川協会、埼玉協会は一月十八日に厚労省に抗議および是正要請を行った。埼玉協会から、山崎利彦理事長と事務局が参加した。(七面に続く)

## 保団連大会 組織拡大医科部門でW受賞 組織率上昇1位、会員増加数2位



二月二十七日、保団連大会の二〇二三年組織拡大表彰において、埼玉協会は医科の二部門で受賞、組織率上昇一位、開業医会員増加数で二位となった。医科の組織率上昇一位は昨年を引き続き二年連続での受賞となった。年間で一九人増で医科会員は二一八人。(保団連大会関連記事二面、会員数の推移二面)